

令和2年 第11回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和2年12月25日（金）15時00分から16時00分
2. 開催場所：宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	○
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	○	10	富田 高治	○
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	○
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第29号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第30号	農業経営基盤強化促進事業について
日程第4		報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	井上 正己
	事務局次長兼産業観光課副課長	菅原 隆行
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	伊与泉 勝
	農地調整担当主事	小林 美香

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒や換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席議員は14名、欠席委員はなしでございます。定足数に達しておりますので、これより令和2年第11回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「■番■■■■委員」と「■番■■■■委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■の田7筆で面積は合計1,833㎡でございます。申請者である譲受人は破産申請のあった土地所有者の破産管財人で、譲受人は■■■にお住まいの方です。権利の移転形態は所有権移転です。詳細につきましてはお手元の議案書並びにモニターをご参照ください。

本申請の経緯についてですが、破産者の負債整理を行う譲渡人が破産者所有の当該農地の資産処分をするため、かねてより当該農地を耕作してきた譲受人へ所有権移転を行い、引き続き耕作するために、今回の申請となりました。農地を農地として譲り渡すことから、本件は農地法第3条の許可申請に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■■■■から南東方向、■■■■沿いに位置しています。公図で見ますと、このような形となります。現況写真はこちらです。農地取得後も水稻の作付けをする計画となっております。

申請地の現況につきましては以上です。次に、譲受人の耕作状況についてご確認頂きます。今回の譲受人の経営農地は春日部市内に35筆(15,744.40㎡)、宮代町内に10筆(1,805㎡)でございます。総面積は17,549.40㎡でございます。春日部市内の農地については春日部市農業委員会事務局へ照会し、問題ない旨確認しています。町内農地については事前に事務局で全て回り現況は確認しておりますが、皆さまにも耕作状況をご確認していただきます。

(現状の確認)

以上で譲受人の耕作地の説明は終了です。最後に農地法 3 条 2 項に基づく判断基準 5 点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の 1 点目は全部効率利用要件です。これは持っている農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準になります。

2 点目は面積要件です。権利取得後の経営面積が下限面積である 5,000 m²を超えている必要があるという点です。申請地取得後の譲受人の経営農地総面積は 19,382.40 m²となります。

3 点目は農作業常時従事要件です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間 150 日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人と妻、子が農業従事者として春日部市の農家基本台帳に登録されており、年 250 日従事と記載されておりました。

4 点目は農業生産法人の要件についてであり、今回は該当ございません。

5 点目は地域との調和要件でございます。この要件につきましても、現在、申請地周辺で農作業に従事しており、地域での取り組みを遵守していることから、特に問題ございません。

以上の観点から、農地法 3 条 2 項の各号の許可要件を全て満たしていると考えます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく申し上げます。

(■番■■■委員)

■番■■■です。事務局と現地確認をしてきました。特に何も問題ないと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。

(■番■■■委員)

■番■■■です。破産者の経営していた道の駅へ町内農家が出品していたと思いますが何人くらい被害を受けた方がいますか。被害を受けた方の救済に関して町としては何も考えていないのでしょうか。

(事務局)

農地法に関する審議案件外のことについては詳しく確認しておりません。譲受人の耕作面積や農作業従事日数などの観点でご審議いただければと思います。

また、あくまでも民間同士のやりとりなので町として介在出来る立場になく、詳細の情報も町には降りてきておりません。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第30号「農業経営基盤強化促進事業について」を上程いたします。今月は新規の案件は21件、更新の案件が21件ございます。

案件のうち、農業委員会法第31条第1項及び宮代町農業委員会会議規則第11条の「議事参与の制限」に該当する2番～4番、11番、19番～33番、34番についての説明・審議の際は、該当委員にはご退席いただくこととなるため、これらの案件から説明・審議を進めさせていただきたいと思っております。それ以外の審議は全案件の説明終了後、まとめてご審議願います。はじめに■■委員退席願います。

<■■委員 退席 >

それでは事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。本案件は農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の利用権設定の申出でございます。こちらにつきましては、農地法によらず、農地の利用権移動を設定するものです。それでは、資料のご用意をお願いいたします。

今月は新規の案件が21件、更新の案件が21件ございますが、先ほど会長からも説明がありましたとおり、議事参与の制限に該当する案件については戸別にご審議いただきます。なお、新規の案件はスクリーンに位置を写しますが、更新の案件につきましては議案書読み上げ等省略させていただきます。それでは、■■委員に係る2番3番の新規案件についてご説明いたします。

(説明)

以上です。ご審議お願いいたします。

(会長)

それでは2番3番の案件についてご審議願います。

それでは、この件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。■■委員お戻り下さい。

< ■■委員 着席 >

続きまして■■委員退席願います。

< ■■委員 退席 >

それでは事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。

(説明)

以上です。ご審議をお願いいたします。

(会長)

それでは4番の案件についてご審議お願いいたします。

それでは、この件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。■■委員お戻り下さい。

< ■■委員 着席 >

続きまして■■委員退席願います。

< ■■委員 退席 >

それでは事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。

(説明)

以上です。ご審議をお願いいたします。

(会長)

それでは11番の案件についてご審議お願いいたします。

それでは、この件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。■■委員お戻り下さい。

<■■委員 着席>

続きまして■■委員退席願います。

< ■■委員 退席 >

それでは事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。

(説明)

以上です。ご審議お願いいたします。

(会長)

それでは 19 番～33 番の案件についてご審議お願いします。

それでは、19 番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

< 20 番～33 番 繰り返し >

それでは、■■委員お戻り下さい。

<■■委員 着席>

続きまして■■委員退席願います。

< ■■委員 退席 >

それでは事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。

(説明)

以上です。ご審議お願いいたします。

(会長)

それでは 34 番の案件についてご審議お願いします。

それでは、この件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。■■委員お戻りください。

< ■■委員 着席 >

続きまして1番、5番～10番、12番～18番の新規案件について事務局説明願います。

(事務局)

それでは新規の案件についてご説明いたします。

(説明)

以上です。ご審議お願いいたします。

(会長)

それでは1番、5番～10番、12番～18番の案件についてご審議お願いします。

(■番■■委員)

■番■■です。もう一度13番14番の場所を確認させてください。字中島地内の筆は穴が掘ってあったり古い電柱が置いてあったりして農地として使用しているように見えない。農業をやっていくんですか。野菜や果樹を作るのであればあんな状態にはしてないと思うんだけど。

(■番■■委員)

作物を作るという一般的な感覚とは若干違うみたいで。

その辺はどういう風に判断するのか。

(■番■■委員)

私は、資材置場になるんじゃないかと感じたんです。

(事務局)

今後の展開を法人の取締役から聞いた話としては、町内の個人所有農地について、今後は利用権を設定して法人として耕作していくと聞いています。ゆくゆくは、農地法3条で法人として農地を所有して農業経営を広げたいそうです。

現時点では農地を所有している法人ではないですが、最初は利用権を設定して徐々に耕作面積を広げていくという形と伺っています。

法人に対しては事あるごとに指導は行っていきたいと思っています。

(■番■■■委員)

利用権を設定する前に事前確認をもう少し事務局で行っていただければいいなと思います。

(事務局)

後程、再度確認させていただきます。

(会長)

それでは、1番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 挙手多数 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、5番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

< 6番～10番、12番 繰り返し >

続きまして、13番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 挙手少数 >

それではこの件につきまして「否決定」とすることといたします。

続きまして、14番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 挙手少数 >

それではこの件につきまして「否決定」とすることといたします。

続きまして、15番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 挙手多数 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

< 16番 繰り返し >

続きまして、17番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

< 18番 繰り返し >

(会長)

続きまして更新案件について事務局説明願います。

(事務局)

35番以降は更新案件となりますので、議案書の読み上げ等は省略させていただきます。以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

(会長)

それでは35番～42番の更新案件についてご審議お願いします。

(■番■■委員)

35番の案件は以前も14,400円の賃料で設定してましたか？

(事務局)

前は12,000円でした。

(会長)

それでは、35番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

< 36番～42番 繰り返し >

(会長)

続きまして日程第4「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が12月10日となっております。10日までに、4条届出が1件、5条届出が2件、農地改良の届出が1件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和2年第11回農業委員会総会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和3年1月25日

会 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印